



2025年2月17日

各 位

会社名 株式会社 Photosynth
代表者名 代表取締役社長 河瀬 航大
(コード番号：4379 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 村上 航一
TEL. 03-6630-4585

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2025年3月27日に開催を予定している定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

また、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第29条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 【新設】 【新設】</p>	<p>(選任方法) 第29条 【現行どおり】 2 【現行どおり】 <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会によって補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第30条 【現行どおり】 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月27日(木)
定款変更の効力発生日 2025年3月27日(木)

以上